

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報 : 九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第二章 久留米高等工業学校

第一節 久留米高等工業学校の創立

二七三 高等工業いづれに

〔福岡日日新聞〕一九三九（昭和一四）年二月二四日

高等工業いづれに

最後の土壇場！

頑張る各県、市当局

十四年度、全国各地に設置されんとする高等工業誘致問題を繞つて西日本各地には今や猛烈な誘致運動を展開し、島根、鳥取、山口、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、大分各県の争奪戦は今や最高潮に達し、陳情委員の上京、在京先輩を通じての猛運動等に火花を散らし、『高工よ何処へ行く』の感を抱かしめてゐる、政府の高工設置計画は遅くとも本月末迄に大蔵、文部両省の間に折衝を終つて其の全貌が明らかになる模様であるが、今この計画案決定を前にして各県夫々の立場から鏗鏘り合ひを演じてゐる西日本高工誘致運動を展望して見よう。

候補地の続出——福岡県下——

福岡県下では先づ高工設置計画の発表前から久留米市が起ち上り、

石橋市長自ら乗り出して極秘裡に県当局の諒解を求めると共に政府当局への内面工作を進め、逸早く誘致運動のお膳立を整へて天晴れ一番乗りの鮮かな手際を示した。続いて大牟田市が工業都市の面目にかけてもと遅れ馳せ乍ら誘致運動の渦中に投じ、更に福岡市も動き出し、殿りを承はつて小倉市を中心とする北九州聯合勢が優勢な地理を利用して県当局に突かゝる等、県下四ヶ所入乱れての争奪戦を演じたが、赤松知事は飽く迄久留米市一本槍の意向を明にした為、まづ北九州が知事の顔を立て、同運動から手を引き、福岡市も九大理学部実現等で自然消滅の形となり、久留米市を除けば大牟田市だけが未だ色気を見せてゐるものゝ、大勢は県の方針通り久留米市が最も有望視されてゐる。

敷地も金も寄附——長崎市——

長崎市では支那大陸との特殊関係と三菱系大工場の存置等を高工誘致の有力条件として、青木市長、大石市会議長らが文部省当局の上京運動禁止を尻目に二回に亘つて上京し猛烈な陳情運動を展開したが、競争相手の続出する有様に鑑みていよ／＼三万坪の敷地と二百万円寄附の肚を極め、一段と誘致運動に拍車をかけてをるが、今のところ政府当局の態度が不明瞭であるため誘致成功の確信は持てな

いが、有力な候補地に挙げられてゐることは事実であらう。而して九州地方唯一の強敵は久留米市のみとなし、是が非でもその向ふを張つて成功して見せるぞと、民間団体にも呼びかけて最後の頑張を見せる方針である。

ねばり戦術で—佐賀市—

佐賀県の高工誘致運動は他県に劣らず、昨年末県会に建議案が上程され満場一致で可決、地元佐賀市を中心として誘致運動委員は引つ切りなしに上京して各方面と折衝を続けてゐる有様で、現に橋爪佐賀市長外五県議が滞京押しの粘り戦術を開始すれば、小山知事も廿四日再度の誘致運動に上京、今度こそ朗報を齎すとばかり大した張り切り方であり、更に地元では佐賀市内三万坪の敷地を予定し、財的問題は県出身の財閥に寄附を募る外県費負担も辞せぬ意気込みで、『運動はこれからだ』とばかり益々誘致には県全体が打つて一丸となり急激なる突進をするものとみられてゐる。

押しの一手で—大分市—

昨年末以来県並に大分市が一体となり工業県大分の建設を旗印として猛運動を起し、粟屋知事も上京運動を行ひ、本年に入るや議会出席のため上京中の小野市長は関係当路に猛運動を続け、更に県会代表も上京し後藤元内相等在京県人会並に県選出貴衆両院議員の応援を求めて居り、可なりの手応へを挙げてゐる模様で、廿二日帰県した工藤県会議長は文部省の高工増設案に対する大蔵省の予算査定

結果如何により成功の可能性があると期待をかけてゐるが、何分にも樂觀を許さない実情にあるので県市では更に積極的運動を推し進むる方針である

自信は充分—山口県—

山口県戸塚知事が他府県の猛烈な誘致運動を他処に悠々と構へ、『万事吾が輩の胸にあり』と落着き払つてゐるので、県下六市共アノ長官に任せておけば万事心配はないと、これも他県の各市が鎬を削るのを見送る形で各地とも積極的には動いてをらず、且つ山口県に高工を新設することは文部省でも既定の事実で、県下の何処に持つて行くか知事がよいやうに取り計らつてくれると万事長官任せである。

山陰の中心部—松江市—

島根県は誘致問題は県市提携して松江市に誘致の猛運動を起し、既に市当局では石倉市長をはじめ委員が数班に分れて上京し陳情をなし、県も第一班として県議一行を二十三日上京せしむるところあつたが、松江市が有力な候補地となつてゐるのは事実でこれが実現するとせば山陰地方の産業開発と対大陸的に近接してゐる点から見ても効果は至大なものとして全県民から期待されてゐる。

〔註〕原本に句読点追加。

二七四 高工 幸運は久留米宇部に

〔福岡日日新聞〕一九三九（昭和一四）年四月一日

高工 幸運は久留米宇部に

涙を呑む佐賀長崎両市

争奪戦こゝに終幕

【東京】生産力拡充に備ふるため文部省並に企画院が計画した高工増設は、さきに七校新設が決定するや旧臘来展開された全国高工争奪戦は猛烈なもので、九州では福岡、佐賀、長崎、鹿児島、大分、熊本に沖繩を加へて火花を散らし、その他中国、四国は勿論、関東、東北、北海道においても激烈な戦陣が布かれ、全国各都市七十余の陳情誘致運動の白熱戦は卅一日決定間際まで続けられ、文部当局の關係官はこの応対に忙殺されてをつた。

それに新設高工は五月一日の開校予定だけに省内建築課は柴垣課長を始め実業学務局に対し「早く決定して貰ひたい」と頻りに苦情が持ち込まれたので、発表を終るや小笠原実業局長は長嘆息を洩らす始末だった。

この最後の決定すら荒木文相を中心に小柳政務次官、石黒次官、野中参与官、小笠原局長は深更に及ぶ迄三回も重ねられたので溜息も当然であるが、愈よ最後に残されたのは長崎と久留米の二ヶ所で、大臣室に大きな九州の地図が持ち込まれ長時間に亙る比較検討の結果、結局重工業中心の意味から久留米に決定されたのであるが、福

岡が重工業の中心地としても明治専門学校が現在あるだけに一県官立高工二校は最初のことであり、小倉が途中陳情を抛棄し県下一致団結して久留米一本槍に進んだのも福岡誘致を有利ならしめたものである。なほ中国地方においては島根、山口両県が相当論議され、山口県には決定しても山口市、防府市、宇部市の何れとも定まらず重工業を控へての交通至便な小郡に決定をみたものであつたが、最初企画院の計画した十一校案が漸く大蔵省に七校認められてから約十倍の争奪も、福岡、山口両県下に新設高工二校を取り得たことは、重工業地帯として動かすことの出来ないことを意味するものであらう。

凱歌を奏する迄

軍都市民喜びにわく

久留米

誘致運動の渦中に飛び込んだ福岡県では当初は久留米市を始め小倉大牟田の三市が我おくれじと名乗を揚げ、三市各必勝を期して或る時は文部省において上京陳情委員鉢合せを演ずる程の凄い県内競争の時代もあつたが、斯くては挙県一致体制の競争県に対して不利と見て取つた赤松知事は、各般の情勢から久留米市を唯一候補と裁定を下し、爾来在京先輩、県選出貴衆両院議員などの足並も揃つて愈よ挙県一致揺るぎなき誘致陣が整ひ、赤松知事は曩に最後の猛運動のため上京、着京早々久留米市に決定の快報となつたもので、久留

米市の喜びは大きなものである。

運動の先駆

勝因の一つに

顧みれば久留米市が高工誘致に手を染めたのは昨年の九月新潟の全国市長会議に列席した石橋市長が、その帰途上京して有馬伯爵始め在京先輩の支持を得て文部省に誘致陳情をなしたのがそも／＼の始めて、事は未だ高工増設問題が起る以前のこと、久留米市が今回凱歌を奏したのも決して偶然ではない。

間違ないか

速報に念を押して喜びを語る石橋久留米市長

『久留米に決定しましたか間違ひないでせうね……』と余りの朗報に『実は今の今まで心配してゐたところです。決つたと聞けば何だか狐にでもつままれたやうです』と呵々大笑して語る。

実は昨年四月市長就任と共に考へたことで、本市は平和産業都市であつて軍需工業都市に非ず、時局の影響を受けること甚大でこの重圧から免れるのはどうしても産業発展の推進力となる工業の振興が第一と考へ昨年九月運動に手を染め、爾来挙市一致の態勢を整へ今日まで猛運動を続けたわけです。こんな嬉しいことはい。これも赤松知事が終始一貫久留米一本槍で支援され挙市一致で支部当局に当り、一方有馬伯爵始め在京先輩の援助の賜物である。高工誘致は久留米市の総力を挙げての一戦であつただけに実に感

慨が深い。今後は国策に貢献するのみならず地方産業発展の推進力となることを疑はぬ。五月から開校の予定だといふから早速開校準備に取掛るが、敷地二万坪は既に小森野体協グラウンド予定地を買収してをり、当分は市武徳殿を講堂に運動場は医専グラウンドを供用、校舎は幸ひ六教室三百名収容の日本ゴムB S タイヤ青年学校校舎が目下建設中で五月に落成するから打つてつくだ。而も新設高工は機械科、電気科、応用化学科、鉱山科、採鉱冶金科の五科目で、一科目五十名定員二百五十名で優に同校舎で間に合ふわけだ。

挙市一致の賜

福岡県学務部長語る

挙市一致の運動効を奏して新高工の久留米設置確定の報を齎し篠山学務部長を訪へば『ホーいよ／＼決定しましたか』とさすがに包み切れぬ喜びの色を湛へにこ／＼顔で語る。

大体有望だとは信じてゐましたがいよ／＼決定したと聞けば今更の様に嬉しい感じがします。久留米市の運動が成功したのは終始変らぬ石橋市長の努力の賜物ですが、一面には本県選出貴衆両院議員が一致団結して尽力して下さつた事も決して忘れてはなりません。又同時に本県実業教育会、ひいては産業界のため裨益することも尠くない訳で本県のためには大いに慶賀すべき事だと信じます。久留米は九州各地からの交通関係も非常に便利がよく、九

大を控へてゐる關係上教授の陣容を整へる上から見ても好都合でせう。地元では敷地も略予定されてゐる弾はじだし校舎は当分仮校舎でせうが、遅くとも一、二ヶ月のうちには開校の運びになりませう。兎も角挙鼎一致の運動が今度の成功を齎もたらしたものと云つて差支ないと思ひます。

永田秘書課長東京で語る

【東京】久留米市に誘致のため石橋市長と共に去る十九日上京した永田同市秘書課長は市長離京後も単身滞京中であるが、同課長は喜びを湛しみへながら語る。

先輩諸氏の御後援によつて決定し洵に感謝に堪へない。なほ本省でも多大の御考慮を賜つて頂き洵に有難く思つてゐる。市民一同も非常に待望してゐることであるので地元では非常に喜んでゐることだらう。市民に対しては直に急電を發し關係諸先輩の方々にも御報告申上げた所です。市長は直に上京されることと思ひます。

石橋市長上京

石橋市長は最後の運動の爲め二日上京の筈のところ、三十一日久留米市に決定せる旨の朗報に接し、茲にお礼言上の上京に早変わりし同市長は予定の如く二日上京、文部省其他に感謝の挨拶を述ぶると共に文部省との間に開校準備其他に就て打合せを行ふ筈。

〔註〕原本に句読点追加。

二七五 文部省直轄諸学校官制中改正（久留米高等工業学校創立）

〔官報〕第三七一〇号 一九三九（昭和一四）年五月二三日

朕文部省直轄諸学校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十四年五月二十二日

内閣総理大臣 男爵 平沼騏一郎

文 部 大 臣 男爵 荒木 貞夫

勅令第三百三十六号

文部省直轄諸学校官制中左ノ通改正ス

〔室蘭高等工業学校

盛岡高等工業学校

多賀高等工業学校

第一条中「秋田鉱山専門学校」ノ次ニ

大阪高等工業学校

宇部高等工業学校

新居浜高等工業学校

〔中略〕

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外国語	体操及教練	国民科	修身	学 科		学年
				第一	第二	
四	二	一	一	学期	第一	第一学年毎 週教授時数
四	二	一	一	学期	第二	
四	二	一	一	学期	第三	
三	二	一	一	学期	第一	第二学年毎 週教授時数
三	二	一	一	学期	第二	
三	二	一	一	学期	第三	
	二	一	一	学期	第一	第三学年毎 週教授時数
	二	一	一	学期	第二	
	二	一	一	学期	第三	

精密機械科

備考 前記学科目ノ外適宜校外実習ヲ課スルモノトス
本表中*印ハ選択科目トシ其ノ一ヲ履修スルモノトス

計	実験及実習	設計及製図	特別講義	一般学科演習	工場法規	経済学	工業概論及工業	工場建築
三九	三	六	時不定	時不定				
三九	三	六	時不定	時不定				
三九	三	六	時不定	時不定				
三九	三	九	時不定	時不定				
三九	三	九	時不定	時不定				
三九	三	九	時不定	時不定				
三九	九	一二	時不定	時不定	一		二	一
三九	九	一二	時不定	時不定	一		二	一
三九	九	一二	時不定	時不定	一		二	一

実験及実習	設計及製図	特別講義	一般学科演習	工場法規	経済学	工業概論及工業	工場建築	電気工学及実験	原 動 機	金属材料学	兵 器 学	精密機械器具並ニ測定法	工作法及工作機械	材料強弱学	機械力学及機構学	化学及実験	物理学及実験	数 学
九	六	時不定	時不定							二					二	二	五	五
九	六	時不定	時不定							二					二	二	五	五
九	六	時不定	時不定							二					二	二	五	五
九	五	時不定	時不定									二	二	二	二	三	三	四
九	五	時不定	時不定									二	二	二	二	三	三	四
九	五	時不定	時不定									二	二	二	二	三	三	四
一五	五	時不定	時不定	一	二	一	二	二	二	二	二	三						二
一五	五	時不定	時不定	一	二	一	二	二	二	二	二	三						二
一五	五	時不定	時不定	一	二	一	二	二	二	二	二	三						二

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

測定機器	工作機械	機械工作法	材料強弱学	機械力学及機構学	化学及実験	物理学及実験	数学	外国語	体操及教練	国民科	修身	学 科 目 年			
												学期第一	学期第二	学期第三	
	二	三		二	二	五	五	四	二	一	一	週教授時数	第一学年毎		
	二	三		二	二	五	五	四	二	一	一		学期第一	学期第二	学期第三
	二	三		二	二	五	五	四	二	一	一		学期第一	学期第二	学期第三
	二		二	二	三	三	四	三	二	一	一	週教授時数	第二学年毎		
	二		二	二	三	三	四	三	二	一	一		学期第一	学期第二	学期第三
	二		二	二	三	三	四	三	二	一	一		学期第一	学期第二	学期第三
二							二		二	一	一	週教授時数	第三学年毎		
二							二		二	一	一		学期第一	学期第二	学期第三
二							二		二	一	一		学期第一	学期第二	学期第三

備考 前記学科目ノ外適宜校外実習ヲ課スルモノトス
工作機械科

計	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

学 科 目 年	第一学年毎		第二学年毎		第三学年毎	
	学期第一	週教授時数	学期第一	週教授時数	学期第一	週教授時数
学期第一	三九	六	三九	九	三九	九
学期第二	三九	六	三九	九	三九	九
学期第三	三九	六	三九	九	三九	九
学期第一	三九	六	三九	九	三九	九
学期第二	三九	六	三九	九	三九	九
学期第三	三九	六	三九	九	三九	九

備考 前記学科目ノ外適宜校外実習ヲ課スルモノトス
鉱山機械科

計	実験及実習	設計及製図	特別講義	一般学科演習	工場法規	工業概論及工業経済学	工場建築	電気工学及実験	原 動 機	工業材料	金属材料及金属加工学	精密工作法及検査法
三九	六	六	時不定	時不定								
三九	六	六	時不定	時不定								
三九	六	六	時不定	時不定								
三九	九	六	時不定	時不定							一	
三九	九	六	時不定	時不定							一	
三九	九	六	時不定	時不定							一	
三九	九	九	時不定	時不定	一	二	一	二	二	一	二	二
三九	九	九	時不定	時不定	一	二	一	二	二	一	二	二
三九	九	九	時不定	時不定	一	二	一	二	二	一	二	二

冶金学	選 鋇学	採 鋇学	鋇物学及岩石学	工業材料学	運搬機械学	鋇山機械学	原 動 機 学	工作法及工作機械	材料強弱学	機械力学及機構学	化学及実験	物理学及実験	数 学	外 国 語	体操及教練	国 民 科	修 身
			一	二			二			二	二	五	五	四	二	一	一
			一	二			二			二	二	五	五	四	二	一	一
			一	二			二			二	二	五	五	四	二	一	一
		二				二	二	二	二		三	三	三	三	二	一	一
		二				二	二	二	二		三	三	三	三	二	一	一
		二				二	二	二	二		三	三	三	三	二	一	一
二	二	二			二	二									二	一	一
二	二	二			二	二									二	一	一
二	二	二			二	二									二	一	一

外 国 語	体 操 及 教 練	国 民 科	修 身	学 科 目 年	
				第一学年	第二学年
四	二	一	一	第一 学期	第一 学期
四	二	一	一	第二 学期	第二 学期
四	二	一	一	第三 学期	第三 学期
三	二	一	一	第一 学期	第一 学期
三	二	一	一	第二 学期	第二 学期
三	二	一	一	第三 学期	第三 学期
	二	一	一	第一 学期	第一 学期
	二	一	一	第二 学期	第二 学期
	二	一	一	第三 学期	第三 学期

備考 前記学科目ノ外適宜校外実習ヲ課スルモノトス
採鋇科

計	実験及実習	設計及製図	特別講義	一般学科演習	鋇業法規	經濟学	工業概論及工業	工場建築	電氣工学及実験
三九	六	六	時不定	時不定					
三九	六	六	時不定	時不定					
三九	六	六	時不定	時不定					
三九	六	六	時不定	時不定					一
三九	六	六	時不定	時不定					一
三九	六	六	時不定	時不定					一
三九	九	九	時不定	時不定	一	二		一	二
三九	九	九	時不定	時不定	一	二		一	二
三九	九	九	時不定	時不定	一	二		一	二

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

建築 構造学	土木 工学	電気 工学及 実験	機 械 工 学	試 金 学	冶 金 工 学	選 鋇 学	鋇 山 機 械 学	火 薬 学	採 鋇 学	測 量 学 及 鋇 山 測 量 学	鋇 床 学	岩 石 学 及 地 質 学	鋇 物 学	応 用 力 学	化 学 及 実 験	物 理 学 及 実 験	数 学
			三							三			二	二	二	五	五
			三							三			二	二	二	五	五
			三							三			二	二	二	五	五
	二		二			三			三	二	二				三	二	二
	二		二			三			三	二	二				三	二	二
	二		二			三			三	二	二				三	二	二
一		三		二	三		二	一	三		二						
一		三		二	三		二	一	三		二						
一		三		二	三		二	一	三		二						

工業概論及工業 経済学	鋇業法 規	一般学科演習	特別講義	設計及製図	実験及実習	計
		時不定	時不定	三	六	三九
		時不定	時不定	三	六	三九
		時不定	時不定	三	六	三九
		時不定	時不定	三	六	三九
		時不定	時不定	三	六	三九
		時不定	時不定	三	六	三九
一	二	時不定	時不定	六	九	三九
一	二	時不定	時不定	六	九	三九
一	二	時不定	時不定	六	九	三九

備考 前記学科目ノ外適宜校外実習ヲ課スルモノトス

第四条 本校並ニ他ノ実業専門学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メタル者ニシテ既修ノ学科若ハ之ニ關聯セル学科目ニ付更ニ研究セントスル者アルトキハ詮議ノ上研究生トシテ二年以内在学セシムルコトヲ得

第五条 各学科中ノ一学科目若ハ数学科目ヲ選択履修セントスル者ハ選科生トシテ三年以内在学セシムルコトヲ得

第六条 各学科ノ学科目中特殊ノ講義ニ限り聴講セントスル者ハ聴講生トシテ聴講セシムルコトヲ得

第七条 本校ニ別科ヲ置クコトヲ得

別科ニ關スル規程ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ学校長之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二七七 久留米高等工業学校一覽 昭和十六年度

久留米高等工業学校一覽(昭和十六年度
昭和十六年十月一日調)

目次

第一 沿革	一	第三章 学年、学期及休業日	二六
第二 学年 曆	三	第四章 入学、在学、休学及退学	二七
第三 関係法令	五	第五章 賞 罰	三一
一、文部省直轄諸学校官制(抄)	五	第六章 進級及卒業	三一
二、文部省直轄諸学校職員定員令(抄)	八	第七章 研究 生	三二
三、実業学校令(抄)	八	第八章 選 科 生	三三
四、専門学校令(抄)	八	第九章 聽 講 生	三四
五、文部省直轄学校外国人特別入学規程(抄)	九	第十章 委 託 生	三四
六、実業学校教員養成規程(抄)	一〇	第十一章 入学檢定料、授業料聽講料	三四
七、文部省直轄学校生徒其ノ他文部省直轄学校ノ入学試験ヲ受クルノ件	一二	第十二章 寄 宿 舎	三六
八、陸軍現役将校学校配属令	一二	第十六 職 員	三七
九、久留米高等工業学校規程	一三	一、生 徒 氏 名	四五
第四 規 則	一四	二、生徒学年別調	四五
一 久留米高等工業学校規則	一四	三、生徒年齢別調	六六
第二章 總 則	一四	四、生徒、入学志願者、入学者調	六七
第二章 学 科 課 程	一五	五、生徒本籍別調	六八
		六、生徒出身学校別調	七〇
		第一 沿革 略	
		昭和十四年	

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

五月二十二日	勅令第三三六号ヲ以テ文部省直轄諸学校官制中改正ノ件ヲ裁可セラル	七月十一日	第一回入学式举行
同 日	勅令第三三七号ヲ以テ文部省直轄諸学校定員令中改正本校職員定員ヲ学校長一人、教授十人、生徒主事一人、助教授六人、助手一人、書記三人、生徒主事補一人ト定メラル	七月十三日	授業開始
五月二十三日	本校設置ヲ公布セラレ九州帝国大学教授從三位勲二等工学博士小林俊次郎学校長ニ任セララル	八月十六日	昭和十四年五月二十二日青少年学徒ニ賜ハリタル勅語謄本下賜セララル
同 日	文部省令第三四号ヲ以テ本校規程公布セララル	十一月九日	教育ニ關スル勅語、戊申詔書並教育者ニ賜ハリタル勅語ノ各謄本下賜セララル
同 日	本校規則制定ノ件裁可セララル	十一月三十日	敷地地鎮祭執行
同 日	文部省告示第三三二号ヲ以テ昭和十四年七月本校ニ入学セシムヘキ生徒募集要項告示セララル	昭和十五年 自三月十六日 至三月十九日	久留米市（私立日本ゴムブリヂストン青年学校内本校仮校舎）及福岡市（福岡県福岡工業学校）ニ於テ第二回入学試験施行
五月二十四日	文部省告示第三三三号ヲ以テ本校事務所ヲ当分ノ内文部省内ニ置ク旨告示セララル	四月九日	第二回入学式举行
自六月十七日 至六月二十日	久留米市（福岡県中学明善校）及東京市（東京高等工芸学校）ニ於テ第一回入学試験施行	五月三十一日	勅令第三五九号ヲ以テ文部省直轄諸学校職員令ヲ改正セラレ本校職員定員中教授十人ヲ十九人ニ、助教授六人ヲ十人ニ、助手一人ヲ二人ニ、書記三人ヲ五人ニ改メラル
六月三十日	文部省告示第三三七号ヲ以テ文部省内ニ於テ取扱ヒ来リシ本校事務ヲ七月一日ヨリ本校仮校舎（久留米市旭町私立日本ゴムブリヂストン青年学校内）ニ於テ取扱フ旨告示セララル	十二月二十四日	新校舎ニ於テ本校報国団結成式举行
七月十日	開校式举行	昭和十六年 三月十五日	本校ヲ仮校舎（久留米市旭町私立日本ゴムブリヂストン青年学校内）ヨリ同市小森野町新校舎ニ移転ス
		自三月十六日 至三月十九日	久留米市（本校舎）及福岡市（福岡県福岡工業学校）

四月 八日	ニ於テ第三回入学試験施行
四月 三日	第三回入学式挙行
六月 三日	勅令第六五九号ヲ以テ文部省直轄諸学校職員定員令ヲ改正セラレ本校職員中教授十九人ヲ二十五人ニ、助教授十人ヲ十二人ニ、書記五人ヲ六人ニ改メラル
第二学年 年 曆	
四月 一日	第一学期始
同 月 三日	神武天皇祭
同 月 七日	春季休業終
同 月 八日	授業開始
同 月 二十九日	天 長 節
五 月 二十三日	創立記念日
七 月 十一日	夏季休業始
八 月 三十一日	第一学期終
九 月 一日	第二学期始
同 月 十日	夏季休業終
同 月 十一日	授業開始
九 月 二十三日	秋季皇靈祭
十 月 十七日	神 嘗 祭
十 月 三日	明 治 節
同 月 二十三日	新 嘗 祭

十二月二十五日 大正天皇祭、冬期休業始
同 月三十一日 第二学期終

一月 一日 四 方 拝、第三学期始
同 月 三日 元 始 祭
同 月 五日 新年宴会
同 月 七日 冬期休業終
同 月 八日 授業開始
二 月 十一日 紀 元 節
三 月 二十一日 春季皇靈祭

第三 關係法令

〔中略〕

第四 規 則

(一) 久留米高等工業学校規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ実業学校令及専門学校令ニ拠リ工業ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ教授スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国体觀念ノ養成ニ努ムルモノトス

第二條 本校ニ左ノ学科ヲ置ク

機 械 科
精密機械科

工作機械科

鉦山機械科

採 鉦 科

第三条 本校各学科ノ修業年限ハ三年トス

第四条 本校ニ本科生ノ外研究生、選科生、聴講生及別科ヲ置クコトアルヘシ

研究生、選科生聴講生ニ関シテハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外

本科生ニ関スル規定ヲ準用ス

別科ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 学科課程

第五条 各学科ノ学科目及其ノ程度左ノ如シ但シ必要ノ場合ニ於テハ各学科目ノ毎週教授時数ハ其ノ学科目ノ総教授時数ヲ短縮セサル範圍内ニ於テ臨時之ヲ変更シ又休業期間其ノ他ニ於テ実験実習体操及教練ヲ課シ若クハ臨時講義ヲ聴カシムルコトアルヘシ

第三章 学年、学期及休業日

第六条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

〔表省略〕

第三学期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日迄

第八条 休業日ハ左ノ如シ

一、祝日及大祭日

一、日 曜 日

一、本校創立記念日 五月二十三日

一、春 期 休 業 四月一日ヨリ四月七日迄

一、夏 季 休 業 七月十一日ヨリ九月十日迄

一、冬 季 休 業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

第四章 入学、在学、休学及退学

第九条 入学ハ学年ノ始トス

第十条 入学ヲ許可スヘキ者ハ品行方正、志望鞏固ナル男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ且ツ入学検定ニ合格シタル者ニ限ル

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程第十一条ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

第十一条 前条第一号又ハ第二号ニ該当スル学校在学者ニシテ当該

学校長ヨリ其ノ年三月末日迄ニ卒業スヘキ見込アリト認定セラ

レタル者ハ其ノ証明ニ依リ入学ヲ願出ツルコトヲ得

前項ノ入学志願者其ノ学校ヲ卒業シタルトキハ直チニ卒業証明

書ヲ提出スヘシ但シ其ノ学校ヲ卒業セサル場合ハ入学ヲ許可セ

ス

第十二条 入学検定ハ志願者ノ学力、人物及身体等ニ就キ之ヲ行フ

第十三条 入学検定ヲ分チテ無試験検定及試験検定トス

無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ第十一条第一項ノ志願者ニシテ最後ノ二学年間学業成績ノ席次首位ヨリ起算シ全数ノ十分ノ一以内ニシテ当該学校長ノ推薦アリタル者ニ限ル但シ最終学年ノ成績ハ各学期ノ平均成績ヲ以テスルモノトス

前項以外ノ入学志願者ニハ試験検定ヲ行フ

第十四条 無試験検定ニ依ル入学検定ハ出身学校ノ学業成績証明書、人物考査書及身体検査証其ノ他本校ニ於テ必要ト認ムル事項ニ付考査スルモノトス但シ無試験検定ニ依リ入学ヲ許可スヘキ員數ハ各学科募集人員ノ五分ノ一以内トス

第十五条 無試験検定ノ選抜ニ漏レタル者ハ別ニ願出ヲ要セス試験検定ヲ受クルコトヲ得

第十六条 試験検定ニ依ル入学検定ハ中学校卒業程度ニ依リ施行シタル学科目試験ノ成績、出身学校ノ学業成績証明書、人物考査書及身体検査証其ノ他本校ニ於テ必要ト認ムル事項ニ付考査スルモノトス、但シ試験学科目ハ其ノ都度別ニ之ヲ定ム

第十七条 入学志願者ハ第二条二掲ケタル学科中ニ就キ志望学科ヲ定メ(二個ノ学科ヲ志望スル者ハ志望ノ順位ヲ明ニスヘシ)入学願書ニ左記書類、入学検定料及写真ヲ添ヘ指定ノ期間内ニ学

校長宛提出スヘシ但シ各種書類ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム

一、第十条各号ノ一二該当セル者ハ卒業証明書若クハ合格証明書

書

一、第十一条ニ依ル者ハ当該学校長ノ卒業認定証明書

一、第十三条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ推薦書

第十八条 入学ヲ許可セラレタル者ハ本校ヨリ交付スル誓約書用紙ニ所要ノ事項ヲ記入シ保証人連署ノ上ニ戸籍謄本ヲ添ヘ指定ノ期日迄ニ提出スヘシ

前項ノ手續ヲ完了セザル者ニハ入学ノ許可ヲ取消ス

第十九条 前条ノ誓約書ニ要スル保証人ハ父兄(父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ親族)タルヘシ

保証人ハ其ノ保証スル生徒ニ関スル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

保証人死亡シ又ハ保証ノ責ニ堪ヘサル事由發生シタルトキハ更ニ保証人ヲ定メ之ヲ届出ツヘシ

第二十条 生徒ハ本校所定ノ制帽、制服ヲ着用スヘシ

第二十一条 生徒又ハ保証人改姓、改名或ハ転籍シタルトキハ戸籍謄本ヲ添ヘ直チニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第二十二条 生徒ハ学校長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ学校若クハ官公署等ニ於ケル各種ノ試験ニ応スル事ヲ得ス

前項ノ許可ヲ得ントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ヲ以テ

其ノ旨願出ツヘシ

第二十三條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ欠席シタルトキハ直チニ其ノ事由ヲ詳記シタル届書ヲ、又引続キ一週間以上欠席セントスル者ハ予メ日数ヲ定メ（疾病ニ依ルモノハ医師ノ診断書ヲ添ヘ）保証人連署ヲ以テ其ノ事由ヲ詳記シタル届書ヲ学校長宛ニ提出スヘシ

第二十四條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ三月以上出席シ得サル見込ノ者ハ其ノ事由ヲ具シ（疾病ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添ヘ）保証人連署ヲ以テ願出テ許可ヲ得テ休学スルコトヲ得但シ休学ハ同一学年ニ在リテハ一年以内トス

第二十五條 生徒兵役ニ服シ若クハ召集ニ応スル場合ハ学校長ノ許可ヲ得テ其ノ服役又ハ召集ノ期間休学スルコトヲ得

第二十六條 第二十四條ニ依リ休学シタル者ハ其ノ期間満了後原学年ニ復帰スヘシ但シ休学期間ノ中途ニ於テ其ノ事由止ミタルトキハ学校長ノ許可ヲ得テ原学年ニ復帰スルコトヲ得

第二十七條 第二十五條ニ依リ休学シタル者ハ服役満期又ハ召集解除ノ後ハ直チニ原学年ニ復帰スヘシ

第二十八條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ依リ退学セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ヲ以テ其ノ旨願出テ許可ヲ受クヘシ但シ疾病ニ依ルモノハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二十九條 本校ノ生徒ニシテ学籍ヲ失ヒタル者其ノ学籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入学ヲ願出ツル時ハ欠員アル場合ニ限リ詮議ノ上学年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ原学年ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十條 学校長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ除籍ス但シ第二十四條又ハ第二十五條ニ起因スル休学期間ハ之ヲ第二号ノ期間ニ算入セス

一、 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、 二年間同級ニ止リテ尚進級セサル者

三、 学力劣等若クハ身体虚弱等ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタル者

ル者

四、 正当ノ理由ナクシテ引続キ三十日以上欠席シタル者

五、 正当ノ理由ナクシテ屢々欠席シ又ハ出席不規律ナル者

六、 正当ノ理由ナクシテ授業料ヲ怠納シ督促ヲ受クルモ尚滞納三週間ニ及フ者

第五章 賞 罰

第三十一條 品行方正ニシテ課業ニ精勵シ人物、学業共ニ優秀ナル者其ノ他学生ノ模範タリト認メタル者ハ卒業ノ際之ヲ表彰ス

第三十二條 誓約ニ背キ其ノ他生徒ノ本分ヲ守ラサル者ハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ其ノ輕重ニ從ヒ譴責、謹慎、停学及ビ放校トス

第六章 進級及卒業

第三十三条 各学年ノ課程修了ハ当該学年ニ於ケル勤惰、学業成績等ヲ査定シテ之ヲ定ム

各科目ノ学業成績ハ試験平素ノ成績等ニ依リ毎学期末之ヲ査定ス

第三十四条 前条ノ査定ニ合格セル者ハ之ヲ進級セシメ不合格ノ者

ハ次学年ノ始ヨリ原級ノ課程ヲ再修セシム

第三十五条 正当ノ事由ニ依リ試験ニ欠席シタル者追試験ヲ受ケン

事ヲ願出ツルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

第三十六条 第三学年第三期ニ於テ卒業論文ヲ提出セシム

第三十七条 所定ノ課程ヲ修了シ卒業論文ノ査定ニ合格シタル者ニ

ハ卒業証書ヲ授与ス

第三十八条 第三学年ノ成績査定ニ合格セサル者ニハ詮議ノ上修業

証書ヲ授与スルコトアルヘシ

修業証書ヲ授与セラレタル者ニシテ合格セサル科目ニ付再試

験ヲ受ケ又ハ論文ヲ提出シタルトキハ査定ノ上卒業証書ヲ授与

スルコトアルヘシ

第三十九条 学業成績其ノ他ノ査定等ニ関スル細則ハ学校長別ニ之

ヲ定ム

第七章 研究生

第四十条 本校並ニ他ノ実業専門学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学

力ヲ有スト認メタル者ニシテ既修ノ学科若クハ之ニ關聯セル学科目ニ付更ニ研究セントスル者アルトキハ詮議ノ上研究生トシテ二年以内在学ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十一条 研究生タラントスル者ハ其ノ研究事項及在学期間ヲ具シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ学校長ニ提出スヘシ

第四十二条 研究生ハ学年ノ中途ニ於テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十三条 研究生ハ本校内ニ於テ研究ニ従事スルモノトス

但シ必要アリト認ムルトキハ或期間ヲ限り教官指導ノ下ニ学校

以外ニ於テ研究ニ従事セシムルコトアルヘシ

第四十四条 研究生ハ許可ヲ受ケ制帽、制服ヲ着用セサルコトヲ得

第四十五条 研究生ハ其ノ研究ヲ終リタルトキハ研究報告書ヲ学校

長ニ提出スヘシ

第四十六条 学校長ハ前条ノ報告書ヲ査定成績優良ナルモノニハ

其ノ研究事項ニ対シ証明書ヲ交付ス

第八章 選科生

第四十七条 本校各学科中ノ一学科目若クハ数学科目ヲ選択履修セ

ントスル者アルトキハ選科生トシテ三年以内在学ヲ許可スルコ

トアルヘシ

第四十八条 選科生トシテ入学ヲ許可スヘキ者ハ品行方正、志望鞏

固ナル年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一二該当シ且ツ

選科生入学検定ニ合格セル者トス

一、二年以上当該工業ニ従事シ且ツ相当ノ学力ヲ有スト認めタル者

二、実業学校又ハ中学校其ノ他中学程度ノ学校ヲ卒業シタル者

第四十九条 選科生入学志願者ハ左記書類ニ入学検定料ヲ添ヘ学校

長ニ提出スヘシ

一、入学願書

二、履歴書

三、資格証明書(前条第二号該当者ハ之ヲ要セス)

四、卒業成績証明書(前条第一号該当者ハ之ヲ要セス)

五、身体検査証

第五十条 選科生ノ入学ハ学年ノ始トス

但シ場合ニ依リテハ学年ノ中途ニ於テ入学ヲ許可スルコトアル

ヘシ

第五十一条 選科生履修ヲ終リタルトキハ成績考査ノ上修了証明書

ヲ交付ス

第五十二条 選科生ハ許可ヲ受ケ制帽、制服ヲ着用セサルコトヲ得

第九章 聴講生

第五十三条 本校各学科ノ学科目中特殊ノ講義ニ限り聴講セントスル者アルトキハ詮議ノ上聴講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十四条 聴講生ハ聴講料ヲ納付シ聴講券ノ交付ヲ受クヘシ

第十章 委託生

第五十五条 本校ハ官庁ノ委嘱アル場合ニハ設備ノ許ス限り委託生

ヲ置クコトアルヘシ

第五十六条 委託生ハ本科生若クハ選科生トシテ入学セシム

第五十七条 委託生ニ関シテハ特別ノ規定アル場合ノ外本校規則ヲ

適用ス

第十一章 入学検定料、授業料及聴講料

第五十八条 入学検定料ハ金五円トス

第五十九条 授業料及聴講料ヲ次ノ如ク定ム

一、本科生及研究生ノ授業料ハ年額金八拾円

二、選科生ノ授業料ハ年額金六拾円

三、聴講料ハ一学科目ニ就キ年額金拾円

第六十条 授業料ハ左ノ三期ニ分チ每学期授業開始後指定ノ期間内

ニ之ヲ徴収ス

一、本科生及研究生

第一期 金 参 拾 円

第二期 金 参 拾 円

第三期 金 式 拾 円

二、選科生

第一期 金 式 拾 参 円

第二学期 金貳拾參円

第三学期 金拾四円

第六十一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ノ授業料ハ之ヲ徴收セス

一、休学中ノ者

二、大正四年三月文部省令第七号実業学校教員養成規程ニ依リ

卒業後教職ニ従事セントシテ文部大臣ノ選定ヲ受ケタル者

第六十二条 本科生、研究生及選科生ニシテ学年ノ中途ヨリ入学セ

ル者、休学ノ事由止ミテ復帰セル者又ハ授業料ノ減免ヲ止メラ

レタル者ニ就キテハ其ノ月分ヨリ左ノ月額ノ割ヲ以テ当該学期

分ヲ指定ノ期日ニ一時ニ徴收ス但シ其ノ額ハ第六十条ノ徴收額

ヲ超過セサルモノトス

一、本科生及研究生 月額金八円

一、選科生 月額金六円

第六十三条 既納ノ入学検定料、授業料及聴講料ハ如何ナル事由ア

リトモ之ヲ返付セス

第六十四条 本科生ニシテ学資ノ支弁困難ナル者ニハ学校長ノ見込

ニ依リ授業料ヲ減免スルコトアルヘシ

第六十五条 授業料ノ減免ハ其ノ必要ナル事由止ミタリト認メタル

場合又ハ減免ヲ受クル者学業ヲ怠リ若クハ不都合ノ行為アリタ

ルトキハ之ヲ止ム

第六十六条 研究生及選科生ノ授業料ハ学校長ノ見込ニ依リ其ノ一

部若クハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

第六十七条 各学期始業前ニ退学若クハ休学ヲ願出テ許可ヲ得タル

者ノ授業料ハ之ヲ徴收セス

各学期始業後授業料徴收期間経過前ニ退学或ハ休学ヲ願出テ許

可ヲ得タル者ノ授業料ハ一月分ヲ徴收ス

第六十一条第二号ノ出願者ニ対シテハ其ノ決定ニ至ル迄其ノ期

ノ授業料徴収ヲ猶予ス

第十二章 寄宿舎

第六十八条 本校教育ノ趣旨ニ抛リ健全ナル協同生活ヲ試練スル為

寄宿舎ヲ設ケ全生徒ヲ收容ス

但シ止ムヲ得サル場合ハ自宅又ハ適當ト認ムル宿所ヨリ通学セ

シムルコトアルヘシ

第六十九条 寄宿生ハ在舎日数ノ多少ニ関ラス舎費トシテ一月金貳

円ヲ指定ノ期間内ニ本校会計課ニ納付スヘシ

但シ八月寄宿舎ヲ閉鎖スル場合ハ之ヲ徴收セス

第七十条 舎費ハ一旦納付ノ後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ返付セス

第七十一条 寄宿舎ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本則施行ニ要スル細則ハ学校長別ニ之ヲ定ム

本則ハ昭和十四年五月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

物理学及実驗	陸軍少尉	理学士	島崎爲道	高知
電気工学及実驗、設計及製図			松尾續	福岡
機械設計法、機械力学及機構学、設計及製図、 機関車			大久保正夫	熊本
試金学、選鉱学、冶金学、金属材料学及金属加工学、 冶金光学、実驗及実習	工 学 士	工 学 士	向井滋	北海道
原動機、原動機学、機械工学、設計及製図	工 学 士		馬場禮次郎	佐賀
生徒主事				
(兼)				
助教			大脇策市	福岡
物理学及実驗			光岡武勇	福岡
工業材料学、設計及製図実驗及実習			中山一郎	福岡
機械力学及機構学、応用力学、設計及製図			溝呂木一夫	神奈川
設計及製図			木村秋夫	熊本
体操及教練			井形俊男	徳島
体操及教練	陸軍少尉		野口義之	福岡
設計及製図	応召中		猪飼元幸	福岡
化学及実驗			蒲池圭二郎	福岡
電気工学及実驗			芦原晋	東京
			古賀啓一	福岡

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

航空機	兵器学	鉱山機械学	化学機械及製造機械	工場法規	工業概論及工業経済学	工場建築、建築構造学	材料強弱学	金属材料学	土木工学	採鉱学	工作法及工作機械	水力学及水力機	測量学、実験及実習	工作機械、精密工作法	講師(嘱託順)	助手
九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授	九州帝国大学助教授		
松尾政之	北崎昌安	小田二三男	和田正雄	林田和博	青木健一	坪井善勝	石橋正熙	谷村重熙	久野重一郎	山田穰	澁谷勝一	葛西泰二郎	村上正	和田栗朗		田中薰
長崎	大分	福岡	福岡	熊本	東京	東京	福岡	三重	静岡	愛媛	佐賀	福岡	大分	岡山		福岡

書	書	會計課	臨時雇	雇	書	書	庶務課	学校 医	弓道	柔道	剣道	測量 実習 輔導	教 練	教 練	嘱託	兵器 学
記	記		雇		記	記		医					練	練		学
		課		応		課		九州 医学 専門 学校 教授			陸 軍 少 尉		陸 軍 中 尉	陸 軍 中 尉 応 召 中		陸 軍 技 師
		長		中		長										
小	平		門	高	堀	泉	河	平	森	古	末	横	菅	國		水
田	田		司	見	江		野	田	永	賀	次	山	原	武		野
美	國		八	安	泰	義	通	重	彌 久 太 郎	末	留	正	軍 太 郎	留 吉		武
壽	行		郎	惠	藏	三	雄	夫	郎	雄	藏	三	郎	吉		雄
福	福		福	福	福	三	大	福	福	福	福	福	福	福		長
岡	岡		岡	岡	岡	重	分	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡		野

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

雇	生徒 主事 補	生徒主事 兼教授	教授兼生徒主事	学生課	雇(兼)	雇	書記	教授	教務課	雇	雇	雇	雇	雇	雇(兼)	雇	雇
			課					課									
			長					長									
松岡	伊藤	光岡	大脇		佐藤	荒巻	梶原	高崎		荒巻	笠木	赤山	丸山	田中	吉村	清水	浦田
亥之吉	謙二	武勇	策市		藤守	卷郎	原充	完識		よ志枝	カスミ	千年	博平	富太郎		治平	實明
福岡	福岡				福岡	福岡				福岡	福岡	福岡	福岡	福岡		大分	熊本

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

機 械 科 精 密 機 械 科 工 作 機 械 科 鉦 山 機 械 科 採 計 計	学 科	
	第一学年	本 科
	第二学年	科 生
	第三学年	
	計	

二、生徒学年別調

(中略)

一、生徒氏名

第六生徒

化学教室附
 雇
 工作機械工場附
 雇
 雇

古川 正 好
 鹿兒島 泰 藏
 福 岡
 福 岡

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

栃 埼	本 籍	五、生徒 本籍別調	生 科 選	生 科 本	種 別
			採 鉦 工 精 機 山 作 密 計 鉦 機 機 機 械 械 械 械 科 科	採 鉦 工 精 機 山 作 密 計 鉦 機 機 機 械 械 械 械 科 科	
木 玉	機 械 科	本 籍 別 調			生 徒
	精 密 機 械 科		四 一 一 二	六 六 三 一 九 二 一 一 八 一 二 〇 一 一 七 一 一 六	
	工 作 機 械 科				卒 業 者
	鉦 山 機 械 科				志 入 願 者 学
	採 鉦 科		四 一 一 二	九 九 五 一 九 九 九 八 二 二 九 一 六 四 三 二 五	入 学 者
	計		四 一 一 二	二 四 〇 八 〇 四 〇 四 〇 四 〇 四 〇	

四、生徒、入学志願者、入学者調
学 科 別

福 愛 香 徳 山 広 岡 島 鳥 和 兵 大 京 滋 愛 長 山 福 富 新 東
歌

岡 媛 川 島 口 島 山 根 取 山 庫 阪 都 賀 知 野 梨 井 山 潟 京

六
五 | | | - - | | | - | | | | - | | | | - |

六
四 | | - - | | - | 二 - - - | | | | | | | |

五
五 - | | 二 二 | | - | | | | | - - | | - | |

五
六 | - | | - | - | | - | - | | | - | | - -

一
〇
一 | - | 二 二 - | | | | | | - | | | - - | |

一
三
四 一 二 一 六 六 一 二 一 三 二 一 二 一 二 一 一 一 二 二 一

										福	香	徳			山	広	島	島	兵	和	奈			大		
										岡	川	島			口	島	根	取	庫	山	良			阪		
修	浮	豊	東	筑	伝	宗	田	八	明	嘉	丸	阿	下	多	防	崇	広	大	鳥	姫	粉	郡	天	市	堺	
猷	羽	津	筑	紫	習	像	川	女	穂	龜	波	関	々	良	府	徳	島	社	取	路	河	山	王	岡	中	
館	中	中	中	中	館	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	第	中	中	中	中	中	中	中	中	
二	三				二	二			一	四																
二	一				二	一	一	一	一	三	二	二														
					二	一	二	一	三	一	三	三													一	
四			一		一	一	三	一		一	九															
二	一				一	二	一		一	一	一	二		一												
二										一	二	三	一													一
一		一			五	四			一		一	一														
一					一	一	一		二	一	三	一														
一	四	一							一		一															
					一	二	一			一	四	三														
					一				一	一	二	一	三	一												一
					一				一	一	一	二		一												
三	三	二			五	四	一	二	二	四	三				一											
四	二	一			一	二	二	二	一	四	六	三		一			一	一								
二					一							二														一
一	〇	六	四		二	五	四	二	三	五	二	七			一		一	一	一							
九	四	一			五	七	五	四	七	〇	五	九		一	一											
五	五	三			二	三	一	五	一	四	九	六		一												一

		鹿 児 島		宮 崎			大 分																	
第一 鹿 児 島 中	大 口 中	伊 集 院 中	鹿 屋 中	加 治 木 中	川 辺 中	川 内 中	出 水 中	第二 鹿 児 島 中	都 城 中	小 林 中	延 岡 中	宮 崎 中	佐 伯 中	大 分 工	中 津 中	白 杵 中	宇 佐 中	杵 築 中	別 府 中	大 分 中	日 田 中	鎮 西 学 院	大 津 中	宇 土 中
								一				一												
	一						一					一		一					一	三	一			
	一																		一					
	一																一			一				一
						二												一		三				一
		一			二			一		一	一						一		一					
			一																					一
		一		一																				
	三					一	二			一														
				一											一					一				
	一	一		一		一									一	一	一			一				
	三					一	一			一					一				一					
	一		一	一	一	二		一		三			二		一	一	一	二		二		一	一	一
	一	三	一	二	一	三	一	二	一		一		一	一	二	一	一	二	七	二				一
	七	一			一	三	一	三	一		二	二		二		一		四						

	關東州	滿洲			台灣				朝鮮											
合計	旅順中	撫順工	奉天第一中	安東中	撫順中	花蓮港中	高雄中	台北第一中	台中第二中	台南第一中	新義州公立中	京城 城中	大邱中	釜山公立中	光州東公立中	龍山公立中	平壤公立 第一中	大田公立中	志布志中	大島中
四二				一																
三七				一													一	一		
三七														一						一
四四																	一			
三四									一											
三九							一						一					一		
四〇	一					一														一
四〇																				
四〇																		一		一
四四				一																
三七									一											
三七										一		一								
八〇			一	一								一								
七八									一							一	一			
三四									一									一		
二五〇	一		一	一	二		一					一					一			一
二二六					一			二	一						一	一	一	一		
一八七							一	一	一			一	一	一				三		一

第二章 久留米高等工業学校

採 鋳 工 精 機 山 作 密 計 鋳 機 機 機 械 械 械 械 科 科 科 科 科	科 別 年 度 別	死 亡
	昭 和 十 四 年 度	
四 二 一 一	昭 和 十 五 年 度	
二 一 一	昭 和 十 六 年 度	
六 三 二 一	計	

第二節 久留米工業専門学校への改称

二七八 久留米工業専門学校報国団綱領・規則

〔学則 規則に関する許可文書・直轄学校〕

(表紙)

久留米高等工業学校報国団

久留米高等工業学校報国団綱領

- 一、本団員ハ国体ノ本義ニ基キ文ヲ納メ武ヲ練リ尽忠報国ノ信念ヲ涵養スベシ
- 一、本団員ハ礼儀ヲ正シクシ気節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ質実剛健ノ氣風ヲ振励スベシ
- 一、本団員ハ強健ナル身体旺盛ナル氣力鞏固ナル意志ヲ鍊成シ肇国ノ理想顕現ニ邁進スベシ

久留米高等工業学校報国団規則

第一章 名称及目的

第一条 本団ハ久留米高等工業学校報国団ト称ス

第二条 本団ハ本団綱領ノ趣旨ニ則リ全校一致心身ノ修練ヲ行ヒ報

国精神ニ一貫スル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第二章 組織

第三条 本団ハ本校職員及生徒ヲ以テ組織ス

第四条 本団ニ左ノ五部ヲ置ク

一、總務部

二、鍛鍊部

三、國防部

四、文化部

五、生活部

第五条 總務部ハ企画、指導、經理ニ当リ且他ノ部ニ屬セザル事務ヲ掌ル

鍛鍊部ニ作業、剛健旅行、合宿訓練、劍道、柔道、弓道、

陸上競技、野球、庭球、籠球、排球ノ各班ヲ置ク

國防部ニ滑空、航空、射撃、馬術、銃劍術、自動車、警防

ノ各班ヲ置ク

文化部ニ科学、興亜、雜誌、講演、芸能ノ各班ヲ置ク

生活部ニ風紀、衛生、輔導ノ各班ヲ置ク

但シ必要ニ応ジ各部ノ班ヲ増減スルコトアルベシ

第三章 役員

第六条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

團長

團長

副団長 一名
 部長 五名
 理事 若干名
 班長 若干名
 幹事 若干名

第七条 団長ハ学校長之ニ当ル

副団長以下ノ役員ハ団長之ヲ任免ス

副団長、部長、理事、班長ハ職員ヲ以テ之ニ充テ幹事ハ生徒ヲ以テ之ニ充ツ

副団長ハ総務部長ヲ兼ヌルコトヲ得

第八条 役員ノ任務左ノ如シ

団長ハ本団ヲ総理ス

副団長ハ団長ヲ輔佐シ団長事故アルトキハ事務ヲ代理ス

部長ハ団長ノ指揮ヲ受ケ其ノ部ヲ統括シ部務ヲ掌理ス

理事ハ部ニ所属シ部長ヲ輔佐シ部務ニ参画ス

班長ハ部長ヲ輔佐シ班務ヲ掌ル

幹事ハ総務部又ハ班ニ属シ部長又ハ班長ノ指揮ヲ受ケ事務

ニ従事ス

第四章 会 議

第九条 教職員タル役員ヲ以テ役員会ヲ組織ス

役員会ハ団長之ヲ招集シ其ノ諮問ニ応ジ規則ノ改廢予算決算其ノ他団長ニ於テ重要ト認ムル事項ヲ審議ス

第五章 会 計

第十条 本団ノ經費ハ団費、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第十一条 団員ノ団費左ノ如シ

一、生徒団員ハ入団ノ際入団金トシテ金五円ヲ納入スルモノトス

二、生徒団員ハ団費トシテ年額金拾円ヲ左ノ割合ニヨリ納入スルモノトス

第一学期 五円

第二学期 五円

三、教職員タル団員ハ団費トシテ毎月月棒ノ百五十分ノ一ヲ負担スルモノトス

第十二条 本団ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

附 則 一、本則ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ実施ス

一、本則実施ニ要スル細則ハ団長別ニ之ヲ定ム

二七九 官立工業専門学校規程

『官報』第五二八一号 一九四四(昭和一九)年四月二四日

文部省令第二十八号

官立工業専門学校規程左ノ通定ム
昭和十九年四月二十四日

文部大臣子爵 岡部 長景

官立工業専門学校規程

- 第一条 官立工業専門学校ニ於テハ専門学校令第一条ノ本旨ニ基キ工業ニ関スル高等ノ教育ヲ施ス
- 第二条 官立工業専門学校ノ修業年限ハ三年トス
- 第三条 官立工業専門学校ノ授業ハ教授及修練トス
教授要綱及修練要項ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四条 官立工業専門学校並ニ其ノ科及学科ハ第一号表ニ依ル
- 第五条 官立工業専門学校ノ各学科ノ学科目及其ノ授業時数ハ第二号表ニ依ル
- 学校長ハ特別ノ必要アルトキハ各学科目ノ全学年ヲ通ズル総授業時数ヲ減少セザル範囲内ニ於テ其ノ学科目ノ各学科目ノ各学年ニ於ケル授業時数ヲ変更スルコトヲ得
- 第六条 官立工業専門学校ノ別科ハ主トシテ工業ニ関スル簡易ナル課程ヲ履修セシムルモノトス
- 別科ニ関スル規程ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ学校長之ヲ定ム
- 第七条 官立工業専門学校ノ卒業者若ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニシテ工業ニ関スル特殊事項ニ付更ニ研究セントスル者ハ之ヲ研究生トシテ二年以内在学セシムルコトヲ得

第八条 官立工業専門学校ノ学科目中一学科目若ハ数学科目ヲ選択シテ其ノ課程ヲ履修セントスル者ハ之ヲ選科生トシテ三年以内在学セシムルコトヲ得

附則

- 第九条 本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス
- 第十条 〔中略〕、久留米高等工業学校規程、〔中略〕ハ之ヲ廃止ス
- 第十一条 本令施行ノ際現ニ存スル官立高等工業学校、〔中略〕ノ学科中〔中略〕、工作機械科、〔中略〕精密機械科ハ機械科ニ、〔中略〕改メ〔中略〕
- 第十二条 〔略〕
- 第十三条 本令施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル生徒ニ課スベキ学科目及其ノ授業時数ハ新旧規程ヲ斟酌シテ学校長之ヲ定ム

第一号表

学校名	科名	学科名
-----	----	-----

〔中略〕

久留米工業専門学校	本科第一部	機械科、鉦山機械科、採鉱科、化学工業科、ゴム工業科
-----------	-------	---------------------------

〔中略〕

備考 本科第二部ノ教授ハ主トシテ夜間ニ於テ之ヲ行フ

第二号表

第一部
機械科

機械工作	機械設計	水力機械	熱機関	電気	精密測定	工業材料	材料力学	化学	物理	数学	体錬	教錬	人文	道義	学科目
七〇	七〇		三五			七〇	三五	一〇五	一四〇	一四〇	七〇	一一二	七〇	三五	授業時数 第一学年
七〇	七〇	七〇	七〇		七〇	三五	七〇		一四〇	七〇	七〇	一一二	七〇	三五	授業時数 第二学年
七〇			三五	七〇	七〇		三五		三五	七〇	七〇	一一二		三五	授業時数 第三学年

化学工業科
(中略)

有機化学	無機化学	物理化学	物理	数学	体錬	教錬	人文	道義	学科目
一〇五	一〇五		一四〇	一四〇	七〇	一一二	七〇	三五	授業時数 第一学年
		一〇五	七〇	七〇	七〇	一一二	七〇	三五	授業時数 第二学年
		三五			七〇	一一二		三五	授業時数 第三学年

計	増課	実験実習	設計製図	工業経営
一、四七七	一〇五	二二〇	二二〇	
一、四七七	一〇五	二二〇	二二〇	
一、四七七	二八〇	二八〇	二二〇	一〇五

測 量	火 薬	土 木	機 械	電 気	冶 金	鋁 床	鋁 物 及 地 質	化 学	物 理	数 学	体 鍊	教 練	人 文	道 義	学 科 目
															採 鋁 科
一七五							二二〇	二二〇	一四〇	一四〇	七〇	一一二	七〇	三五	第一学年 授業時数
七〇			七〇		七〇	三五	三五		七〇		七〇	一一二	七〇	三五	第二学年 授業時数
	七〇	七〇	一〇五	七〇		一〇五					七〇	一一二		三五	第三学年 授業時数

化 学	物 理	数 学	体 鍊	教 練	人 文	道 義	学 科 目
一〇五	一四〇	一四〇	七〇	一一二	七〇	三五	第一学年 授業時数
	七〇	七〇	七〇	一一二	七〇	三五	第二学年 授業時数
		七〇	七〇	一一二		三五	第三学年 授業時数

鋁山機械科
〔中略〕

計	増 課	実 験 実 習	設 計 製 図	鋁 業 經 營	採 鋁	選 鋁
一、四七七	一〇五		一四〇		七〇	
一、四七七	一〇五	二二〇	二二〇		二二〇	一〇五
一、四七七	一七五	二二〇	二二〇	一〇五	一〇五	三五

第四編 福岡高等学校と久留米高等工業学校

計	増 課	実 験 実 習	設 計 製 図	鋳 業 経 営	鋳 山 機 械	鋳 業	機 械 工 作	機 械 設 計	熱 機 関	電 気	工 業 材 料	材 料 力 学
一、 四七七	一〇五	一七五	一七五		三五	七〇	七〇	三五	三五		七〇	三五
一、 四七七	一〇五	二四五	一七五		一四〇	一〇五	七〇	三五	七〇		三五	七〇
一、 四七七	二一〇	二八〇	一七五	一〇五	二一〇	一〇五			三五	七〇		

備考

(中略)

- 一 第二号表中増課ノ時数ハ夫々ノ学科ノ工業ニ関スル学科目ノ
 一学科目若ハ数学科目ニ配当シ又ハ之等ニ関スル学科目若ハ外
 国語ヲ別ニ設ケ之ニ配当スルモノトス

二 第二部ノ授業時数中※印ノモノハ隔週日曜日昼間ニ於テ実施
 スルモノトス